

水道局事務所自動販売機設置事業者募集要項

【問合せ先】

桐生市水道局総務課庶務係

電話 0277-32-4352

桐生市役所自動販売機設置事業者募集要項

自動販売機設置を希望される方は、この募集要項をよく読み、各事項をご承知の上お申し込みください。

1 目的

市民サービスの向上と市有財産の有効活用を図りながら税外収入を確保するため。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条及び第 4 条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有しており、かつ商品管理やトラブル等発生時に速やかな対応ができること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 入札に付する事項等

(1) 自動販売機を設置するための貸付場所及び面積等

物件 番号	財産名称 及び 種類	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積	設置 台数
1	水道局 事務所・ 行政財産 建物	桐生市美原町 2番5号	1階	平面図	1.4m^2 ($1.2\text{m} \times 0.9\text{m} + 0.32\text{m}^2$)	1台

※ 貸付面積には放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含みます。

(2) 貸付期間

令和7年8月1日～令和11年3月31日（3年8か月）

（自動販売機の搬入、設置については市と協議していただきます。）

(3) 取扱商品

缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、牛乳、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはなりません。

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格要件を満たすことを証明しなければならない。

(1) 申請期間

令和7年5月15日（木）から5月29日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時から午後4時までの間

※ 申請方法 ①申請に必要な書類を提出先に直接持参

②書留郵便（提出期間内に必着のこと）

電話、FAX、インターネット等による受付は行わない。

(2) 提出先

桐生市美原町2番5号

桐生市水道局総務課庶務係

電話 0277-32-4352

なお、特に不明な点がある場合には、電話にてお問い合わせください。

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	誓約書	○	○
③	確定申告書（写）又は決算書	○	○

④	身分証明書（市町村発行のもの）		○
⑤	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	市税に未納がない旨の証明書	○	○
⑧	設置する自動販売機のカatalog等	○	○

※ ④、⑤、⑥、⑦については、発行後 3 か月以内の原本とします。

※ ⑦については

法人：事務所所在地市町村の市町村税に未納がない旨の証明書

個人：住所地市町村の市町村税に未納がない旨の証明書

※ ③から⑥の書類については、令和 6 年度・7 年度のぐんま電子入札共同システムにおいて桐生市に登録のある（桐生市の競争入札参加資格を有する）場合については、提出を省略することができます。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）から 6 月 5 日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前 9 時から午後 4 時までの間

(2) 提出方法

質問書を持参又は F A X により提出

(3) 質問者への回答

質問者及び入札参加予定者に対し電話、または F A X で個別に回答する。

6 入札参加資格審査方法及び審査結果の通知

上記の 4 の提出書類等により入札参加資格の有無を審査し、令和 7 年 6 月 1 2 日（木）までに申請者あてに審査結果を通知します。

また、当該審査結果通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す場合があります。

※ なお、審査結果の内容等に関するお問い合わせには応じられません。

7 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 日時

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）午前 9 時 3 0 分から

(2) 場所

桐生市美原町 2 番 5 号

桐生市水道局 第 3 会議室（控室：第 2 会議室）

8 契約等

落札者決定後、令和 7 年 7 月 2 日（水）までに、落札者と市により行政財産賃貸借契約を締結するものとする。

9 設置条件等

(1) 契約について

本件の契約については、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は民法第 6 0 1 条に基づく賃貸借契約となります。

(2) 設置者費用負担

① 電気料

設置者が自ら設置した電力量計（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限

る。)により計測した電気使用量に、桐生市が定めた単価(前年度の桐生市役所本庁舎全体の電気料金を同年度の桐生市役所本庁舎全体の電気使用量で除して得た1 kWh当たりの金額)を乗じて得た金額とする。

② 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担とする。

なお、設置及び撤去にあたっては桐生市の指示に従うものとする。

③ 貸付料

貸付料は、落札金額(入札書記載金額に消費税相当額を加算した金額)とする。

なお、1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、賃貸借料年額に基づき計算により日額算定した額とする。

(3) 自動販売機の設置について

① 本体規格については、原則として設置体積以内のものとします。

② 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際にはできる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

(4) 自動販売機の機能について

① 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、できる限り消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とするよう努めてください。

② 指定した面積に設置可能な対応機種がある場合は、ユニバーサルデザインの機種としてください。

③ 音楽又は音声等を発する場合、周囲に迷惑をかけない程度の音量にしてください。

(5) 維持管理について

① 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などは、設置者の責任において行ってください。

② 販売する飲料・食品の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機脇に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

③ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に「故障等が発生した場合の連絡先」と「市役所では対応できない」旨を自動販売機に明確に表示し、利用者等から連絡があった場合は速やかに対応していただきます。

④ 自動販売機の販売品の売価は、標準価格以下の価格で販売して下さい。なお、価格を変更する場合には、市の承認が必要となります。

(6) 禁止事項

① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

② 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

③ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

④ 酒類及びたばこの販売を行うことはできません。

10 参考データ(施設の概要)

<桐生市水道局>

① 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

② 利用可能日 土・日曜日、祝日及び年末年始の閉庁を除く毎日。

③ 職員数 53人

以上